

ビジネスサポートながの10

OCTOBER 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社キティック
代表取締役社長

永田 國彦氏

Kunihiko Nagata



家づくりサポートオフィス

株式会社キティック
長野市県町484-1 センターBOA3F
TEL 026-238-1710
FAX 026-238-1700
設立 昭和54(1979)年5月
資本金 1,000万円
業種 総合広告業(長野県広告業協会加盟)

テーマは「あなたに仕事を依頼して良かった」の実現。

「この仕事はある意味、究極の便利屋。だから今までやってこれたのかなと思います。同じ事をするのが向いてないから(笑)」

キティック社長の永田國彦さん(61)は学生だった37年前、長野市に戻り前身の広告会社に入社。東京の学生時代に知り合ったある広告会社の社長の話を聞き、「良い仕事だと思った」のがきっかけだった。

1979年、現組織へ改組。取締役に名を連ねた。「まずやったことは、とにかく社名を知ってもらうこと。うちの独自性をいかに商品化するかが生命線だった」。

そして手がけた独自イベントが、2時間買い切りのテレビショッピング、中古車を一堂に集めて2日間販売した「TSBカーフェア in 長野」、5日間で10万人を集めた「ながの輪

入博」一。いずれも大きな話題を呼び、「ユニークな広告会社」のイメージを定着させた。

「この仕事の醍醐味は、ゼロから1を創り出す瞬間に立ち会えること。そして、自由度の高さ。それがすごく面白い」と永田さん。それが冒頭の「究極の便利屋」の意味だ。「当社のテーマは『お客様の期待を上回るプロモーション』。つねに、キティックに頼んでよかった、と言われることをめざしています」。

そんな思いから生まれた事業のひとつが「家づくりサポートオフィス」だ。家を建てたい人と信頼できる建築家、施工業者をコーディネートし、理想の住まいを実現する。受託運営するケーブルテレビの住宅番組の視聴者からの要望に応えようと、専門業者と業務提携してス

タートした。一見、広告会社とは結びつかない事業。しかし、永田さんはそれを軽々と超えていく。

「つなぐ」「結ぶ」をキーワードにしたら何でもあり、が広告業界なんです。現状から課題を見つけ出し、「つなぐ」「結ぶ」ためにどういう媒体計画を立て、どう表現していくかを考える。面白いですよね。仕事をほとんど苦労と思わないのは、好きだからでしょうね。だからこそ、私が続けてこれたんだと思いますよ(笑)」

「面白い仕事」が何度も出てくる永田さん。「経営」もそのひとつだという。「経営はとてもクリエイティブで、社会的責任も重い。やり方に答えがないから創造的で、難易度も高い。だからこそ面白いんですよ」。

回覧

CONTENTS 10

OCTOBER 2014

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社キティック 代表取締役社長

永田 國彦氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所 著作権について(9)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿 税務調査の立ち会い顛末記(40)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報 従業員10名以上の小売業、社会福祉施設、飲食店等の事業主様!! 配置が求められる安全推進者

6

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW 第43回 固定資産と繰延資産の会計処理について

7

ゴルフトホホ日記

Business Information
Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

10月の予定

1水	須坂部会 経営実務研修会	16木	飯綱部会 落語寄席 法人会全国大会(栃木)
2木	役員視察研修旅行(~3日)	17金	小布施部会 経営実務研修会
3金	脳ドック検診	18土	
4土		19日	
5日		20月	
6月		21火	11月決算法人説明会 豊野部会 経営実務研修会
7火	中央東部会 大人の社会見学	22水	経営相談室(法律相談) 篠ノ井部会 経営実務研修会
8水	東部部会 法人会会社見学 経営相談室(法律相談)	23木	
9木		24金	県連女性部合同例会(飯田) 産業フェアin善光寺平2014(~25日)
10金		25土	
11土		26日	
12日		27月	
13日		28火	
14火		29水	更北部会 経営実務研修会
15水	部会対抗ゴルフ大会(長野国際cc)	30木	須高ブロック講演会
		31金	

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムが
ほしい方etcにぜひご覧いただきたい

視聴無料

インターネットセミナー

(長野法人会HPトップページの下段に
バナー(見出し画像)があります。)



常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

今月のオススメプログラムはこれ!

ID: hj0901
パスワード: 0011

お客さまとの対話を広げる 従業員のマナー研修
~コミュニケーション力を磨いて、
好感度アップを目指そう!~

株式会社エンパワー21 代表取締役
一般社団法人 日本おもてなし協会代表理事

のせ 能勢 みゆき氏



ネットショップが普及する一方で、販売員との会話や対応を求
める声が増えています。さらに、ビジネスシーンにおいても、お客さ
まとのコミュニケーション力が問われています。マナー研修の専
任講師が、お客さまが期待する接客マナーを教えます。マナーあ
る対応が当たり前になってきている今こそ、お客さまとの対話を
広げて好感度アップを目指しましょう。

長野法人会HP新コーナー 10月15日更新予定!
俺の私の不撓不屈 第2回 有限会社いろは堂 女将 伊藤園子 氏

厚生委員会よりお知らせとお願い

法人会の保障制度「ビジネスガード」に 加入しましょう!

~経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る~

今年度はビジネスガード発足30周年を記念し、
推進キャンペーンとなっています。会員皆様にはぜ
ひご検討とご加入をお願いします。



厚生委員長 左右田 昭道 [株式会社インテック 左右田 会長]

ビジネスガードってどんな制度ですか?

企業のさまざまなリスクをサポートする「ハイパー任意労災(アット
ワーク)」をはじめ「企業地震保険」「法人会の自動車保険」「個人
情報漏洩対策プラン」等、AIU損害保険株式会社が受託する損害
保険商品の福利厚生制度です。

どのような業種・どれぐらいの規模の会社が入れますか?

規模の大小にかかわらずほとんどの業種でご加入いただけます。

保険料はいかほど?

会員様の規模や業種によって異なりますので個別に弊社代理店・
推進員に気軽にご相談ください。

わが社のような小規模な会社に必要ありますか?

企業には大なり小なりリスクが存在します。小規模な企業であつても
リスクは存在しますので、弊社代理店・推進員にご相談ください。会
員の皆様のリスクの相談に乗らせていただきます。

ビジネスガード販売受託会社

AIU損害保険株式会社 長野支店長 白石 功

11月の予定	
1日	16日 信更部会 視察研修旅行
2日	17日
3日 須坂部会 経営実務研修会	18日 12月決算法人説明会 東部部会 経営実務研修会
4日	19日
5日 飯綱部会 経営実務研修会	20日
6日 信濃町部会 経営実務研修会	21日 脳ドック検診 全国青年の集い(秋田)
7日 脳ドック検診	22日
8日	23日
9日	24日
10日	25日
11日	26日 経営相談室(法律相談)
12日 経営相談室(法律相談)	27日 長野市8部会合同 経営実務研修会
13日	28日 脳ドック検診
14日 脳ドック検診	29日
15日	30日 大岡部会 落語寄席

決算説明会

11月決算法人対象

開催日時

10月21日(火)

10:00~11:30

会場

**ホクト文化ホール
2F 小ホール**

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場 ※12月決算法人対象

11月18日(火)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込み
の都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

日時

法律相談

10月8日(水)

22日(水)

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料 会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

法人会のビジネスガード Business Guard Series

Corporate Risk Consulting

事業をとりまくリスク

- 海外: 海外進出企業の海外での賠償事故に対する補償をパッケージ化 (WorldRisk®)
- 賠償: 第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合の賠償責任リスク (企業物第3者賠償保険、企業賠償保険5TARIS(スターズ)、個人賠償責任補償付オプションプラン)
- 自動車: 自動車事故に伴う各種リスク (当地域に特化する法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO))
- 従業員: 従業員の抱えるリスク (政府労災の上乗せ特償アウトワーク、ハイパー任意労災、病欠入院の特償、ハイパーメディカル)
- 財物: 火災等による財物の損壊リスク (火災と地震両面に遡るプロパティガード、企業地震保険)
- 経営者役員: 経営者や役員の抱えるリスク
- 利益費用: 事故に伴う利益減少リスク

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
 弁護士 倉崎 哲矢
 倉崎・小林法律事務所



著作権について(9)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。
 今回は、他人の著作物の私的使用についてお話をさせていただきたい
 と思います。

他人の著作物の私的使用の例としては、他人が著作した文献を自身
 の教養のためコピーするなどの行為が考えられますが、このような私的
 使用について理解を誤り、誤った著作物使用をしてしまうと、場合によ
 っては、差止請求、損害賠償請求など法的責任を追及されてしまうこと
 にもなりかねませんので、使用に当たってはルールの正確な理解が必要
 です。

この他人の著作物の私的使用に関しては、著作権法30条1項に定め
 があり、同項は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範
 囲内において使用することを目的とするときは…複製することができる」
 と定めております。

したがって、使用は、かような「目的」に基づくものでなければなりま
 せん。

この「個人的」、「家庭内」、という文言については解釈上の問題はあ
 まりないのですが、「これに準ずる限られた範囲内」として何が含まれ
 るかについては議論があります。この点に関し、「企業その他の団体にお
 いて、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為」につい
 て、「その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる
 限られた範囲内における使用にあるとはいえない」として、「同条所定
 の私的使用には該当しない」と判断した裁判例があります（舞台装置設
 計図事件 東京地判昭52・7・22無体例集九一―二一五三四）。

著作物の私的使用は、上述した目的を有していれば原則として適法と
 なります。但し、以下のとおり使用方法などによっては例外的に違法とな
 りうる場合がありますので注意が必要です。

(1) 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機
 器を用いて複製する場合（法30条1項1号参照）

具体例としては、レンタルCD屋に備え付けであるダビング機器を用い
 て複製する場合は挙げられます。

では、コンビニや図書館等に置いてある文献複写機を用いる場合は、
 これに該当するでしょうか。

この点に関しては、形式的には該当することになりますが、文献複写
 機は日常生活で使用する機会が多いにも関わらず家庭内で保有してい
 る人が少ないことから、例外的に、文献複写機を用いた複製は、当分の
 間は、違法にならないとする除外規定があります（昭和59年改正附則5
 条の2）。

(2) 技術的保護手段回避による複製（法30条1項2号参照）

映画DVDやCDの無断複製を防止するためにコピープロテクションな
 どの措置がなされていることがあります。このような技術的保護手段を
 回避することで可能になった複製を、それと知りながら行った場合には
 違法となります。

(3) 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録
 音又は録画を、その事実を知りながら行う場合（法30条1項3号参照）

違法配信されているファイルを、それと知りながらダウンロードする行
 為は、たとえそれが私的使用目的であったとしても違法となりますので、
 注意が必要です。

参考文献 「標準著作権法」（高林龍著、有斐閣）
 「著作権法」（中山信弘著、有斐閣）
 「著作権法入門」（鳥並良 上野達弘 横山久芳、有斐閣）

BOOK
 ビジネス書
 ランキング

今月の売れ筋10冊

2014.8/1~8/31
 平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇氣 ■岸見一郎/著 ダイアモンド社 1,500円
- 2 頭がいい人はなぜ方眼ノートを使うのか? ■高橋政史/著 かんき出版 1,400円
- 3 京セラフィロソフィ ■稲盛和夫/著 サンマーク出版 2,400円
- 4 ディズニーの最強マニュアル ■大住力/著 かんき出版 1,400円
- 5 なぜ一流の男の腹は出ていないのか? ■小林一行/著 かんき出版 1,200円
- 6 脳の強化書 ■加藤俊徳/著 あさ出版 1,300円
- 7 ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋/著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 8 天職発想で顧客づくりが見える ■松本秀幸/著 三恵社 1,389円
- 9 トヨタの問題解決 ■OJTソリューションズ/著 KADOKAWA 1,300円
- 10 一流の男は「気働き」で決める ■高野登/著 かんき出版 1,400円

今月の
 一冊



ディズニーの最強マニュアル
 大住力 著 かんき出版
 1,400円（本体価格）

本書において、なぜディズニーランドは、お客様を惹き
 つけるサービスを提供し、アルバイト従業員を中心と
 する生産性と業績を上げ続ける組織を維持できるの
 か? ディズニーのマニュアルと仕組みについて、ど
 んな組織にも導入することが可能だと説いています。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記40

今回のテーマは、前期以前に計上した売上高等について、当期において値引きなどの事実が生じた場合、前期以前に遡及して課税関係を修正すべく「更正の請求」を行うべきか、それとも当期において「前期損益修正」として処理すべきかについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

1. 会社側の行った経理処理

A社は前期において、所有する土地をB社に3,000万円で譲渡することとし、その土地の引き渡しも完了したことから、前期中に当該譲渡収入を収益計上し申告しました。

ところが、当期に入って、その譲渡した土地の地中にコンクリートの残骸が埋没していることが判明したため、B社から撤去の要請がありました。

A社としては、上記残骸を撤去するにしても、すでにその土地をB社が使い始めているため、撤去作業も困難であることから、B社と改めて協議した結果、当初の譲渡代金のうち300万円を減額することで双方が合意しました。

A社は、前期に計上した譲渡収入の減額という考えから、前期の申告所得から譲渡収入の減額分300万円について控除してもらうべく税務署に対して「更正の請求」を行いました。

その後、この「更正の請求」につき税務調査が行われ、調査官から次のような見解が示されました。

2. 調査官の見解

今回の内容は、A社が前期の申告所得計算において益金の額に算入した土地の譲渡収入について、当期になってから発覚した事情により改めて減額の事実が生じたのであるから、当期の申告所得計算において損金の額に算入すべき内容であり、前期の申告について「更正の請求」を行う内容ではありません。

したがって、当期において「前期損益修正損 300万円」として会計処理してください。

3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は以下のとおりです。

当初は正当に計上した収益及び費用であっても、その後の事業年度において、当初予想できなかった事情などによって、取消し、又は訂正しなければならぬことが起きます。

その中には、①もともと当初の計上額に修正原因が内在していて、これが後になって顕在化したために修正を余儀なくされるもの（販売済みの商品に欠陥があったことによる値引き、返品など）と、②当初の決算時においては正当な処理であったものが、その後の状況の変化等により修正を余儀なくされるもの（契約の解除・取消し又は失効など）が考えられます。

これらの前期損益修正事項が生じた場合には、本来であれば、当初の決算に遡って修正し、決算のやり直しをするというのが理想的な姿ですが、当初の決算については、既に株主総会の承認を受けてその損益が対

外的にも確定しており、これに基づく株主の配当請求権もまた法的に具体化しているため、これを遡って訂正することは通常極めて困難であり、原則としてできません。

したがって、通常は、その修正すべきことが明確になった決算期において、前期損益修正損（又は益）を計上することで、その修正を行うというのが会計慣行となっています。

【もっとも、一部の法人（「会計監査適用法人」）にあつては、H23.04.01以後開始する事業年度からは、会計上の変更や過去の誤謬の訂正などについて、上記と異なる取扱いもあります。：詳細は「過年度遡及会計基準」等参照】

また、法人税法における課税所得の計算は、当期において生じた収益と費用・損失とを対応させ、その差額として所得を測定するという建前になっており、この場合の当期の収益又は費用・損失については、その発生原因が何であるかを問わず、当期において生じたものであれば全て当期に属する損益として認識するという考え方がとられています。

ただし、一方では国税通則法第23条第2項（後発的理由に基づく更正の請求の特例）において、すでに課税済みの所得について、その後一定事由が生じてその所得が失われる場合には、一定期間内に更正の請求が認められておりますので、既往に遡って課税済みの所得について修正すべきなのではないのかとの疑問が生じます。

今回、A社が前期の申告について更正の請求を行ったのも、まさに上記の国税通則法の規定に基づいたものとも考えられます。

しかしながら、国税通則法の規定は、国税一般についての更正の請求手続きを包括的に定めたものに過ぎず、法人税法における課税所得の計算についての考え方は前述のとおりですので、法人税法上、既往に遡って更正する理由がない場合には、上記の国税通則法の規定は事実上カラ振りになるということです。

もちろん、上記の国税通則法の規定にある更正の請求理由のうち、明らかに法人税についても当然に適用されるべき場合（つまり、既往に遡って課税済みの所得について修正する必要がある場合）もありますが、法人税については上記の国税通則法の規定の適用がない場面が少なくないので、執行上のトラブルが生じないよう、法人税基本通達2-2-16【前期損益修正】において、次のように規定しています。

「当該事業年度前の各事業年度（…中略…）においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、値引き、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。」

（法人税基本通達2-2-16【前期損益修正】の解説等参照）

したがって、今回の内容は、前期の申告について更正の請求はできないこととなります。

国税庁ホームページの

Click!

www.nta.go.jp



「確定申告書等作成コーナー」

で「申告書」が作成できます！

金額等を入力してね



便利!

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成が終わったら



インターネットで送信!
e-Tax 国税電子申告・納税システム

e-Taxなら
こんなにいいこと

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー



e-Taxの準備が間に合わない方は、e-Taxのメリットはありませんが、申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することもできます。

書面提出



税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

従業員10名以上の小売業、社会福祉施設、飲食店等の事業主様!! 配置が求められる安全推進者

1年間に発生する休業4日以上の死傷労働災害は全業種合計で約12万件となっていますが、そのうち約5万件は第三次産業において発生し、製造業や建設業といった危険または有害な業務が多い業種の約4.5万件を上回っている状況です。その一方で、第三次産業の事業場については、一部を除き労働災害防止活動を担当する安全管理者等の選任や安全委員会の設置が義務付けられていないことから、事業場として安全管理体制の構築が十分なされていないケースが見られます。

このような現状を踏まえ、平成25年に厚生労働省より策定された「第12次労働災害防止計画」の中で、第三次産業が重点業種として設定されましたが、さらに今回は、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定され、安全の担当者の配置をすることが望ましいこととされましたのでご注意ください。

① 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するもの。特に以下の3業種は重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	その他の業種	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

この業種と規模です

② 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みされている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）

イアと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

③ 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えない。

④ 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知すること。

⑤ 安全推進者の職務

1. 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

2. 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

3. 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等

経営者の成長指南

職務遂行のスキル

自分の担当する仕事を自立的、自主的に推進する能力を、職務遂行のスキルと名付けました。ここでは、「企画立案のスキル」「環境対応のスキル」「問題解決のスキル」「業務推進のスキル」を、中心課題として取り上げました。

会社が経営戦略を変更し、この部署にも新しい仕事が入ってきました。課長は、一人の中堅社員に担当させようと声を掛けました。花を持たせるつもりでした。ところが、「どうして、俺なんですか」と反発して、頑として受け付けません。これまでやってきた仕事にしがみついて、新しい仕事を拒否するので。この社員は、職務遂行のスキルが弱かったのです。このため新しい仕事に恐れを感じて、自分のできる仕事の中に逃げ込んでしまったようです。

仕方なく別の若い社員に打診したら「教えていただければ、やらせてもらいます」と、快く受け

ました。この社員には職務遂行のスキルがありましたから、新しい仕事にも向き合うことができたのです。この社員は、研修を受けたり、自己啓発を行ったりして、新しい仕事をマスターしました。

新しい仕事を断った中堅社員は、その後も、同じ仕事にしがみつきました。ところが会社の方針で、しがみついていた仕事が無くなってしまったのです。行き場所を失ったこの中堅社員は、年下の上司のもとで、定型的な仕事をするほかありませんでした。

時代と共に仕事は変化していきます。職務遂行のスキルがないために新しい仕事に向き合えない人は、時代に取り残されてしまう危険があります。時代から取り残される社員が多い会社は、会社そのものが時代から取り残されてしまうかもしれません。



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 竹内 信太郎

第43回 固定資産と繰延資産の会計処理について

I. 固定資産の会計処理について

中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小要領」といいます）では固定資産の会計処理について次のように定められています。

8. 固定資産

- (1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。
- (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。
- (4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
- (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

【当初取得時の処理】

固定資産は、1年を超える長期にわたり企業で使用される資産を指しますが、これらは高価な場合が多く、また形態や保有目的も多様です。そこでまず、その性質に応じて、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産のいずれかに分類されます（上記（1））。

	事業に直接使用するか	物理的な形態を持つか	主な内容
有形固定資産	する	持つ	建物、機械装置、土地等
無形固定資産		持たない	ソフトウェア、特許権、のれん等
投資その他の資産	しない	いずれもあり	関係会社株式、長期貸付金等

取得した資産は取得原価で計上（上記（2））しますが、この取得原価は、原則として購入金額に引取費用等の付随費用を加えた金額になります。

【減価償却】

通常、有形及び無形固定資産は使用に応じてその価値が下落していきます。そのため、相当の減価償却として、毎期一定の方法で（規則的に）、使用可能期間（耐用年数）にわたって、減価償却を行う必要があります。

減価償却の方法は、毎期一定の額で償却する「定額法」か、毎期一

定の率で償却する「定率法」が通常用いられます（上記（3））。また、無形固定資産については、原則として定額法で償却を行います（上記（4））。耐用年数については、個別に見積もるのが難しいため、実務上は、法人税法で定められた耐用年数を使うことが一般的です（上記（5））。

【評価損の計上】

台風で建物が半壊するなど、災害による著しい損傷により、資産価値が著しく下落することがあります。この場合は、評価損を計上し、資産の計上額を減額する必要があります（上記（6））。

II. 繰延資産の会計処理について

中小要領では、繰延資産の会計処理について次のように定められています。

9. 繰延資産

- (1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。
- (2) 繰延資産は、その効果が及ぶ期間にわたって償却する。

繰延資産は、対価の支払いが完了し（既支出）、これに対応するサービスの提供を受けた（既費消）にもかかわらず、効果が将来にわたって生じると期待される費用をいい、8月号で取り上げた経過勘定の前払費用（既支出・未費消）とは性質が異なるものです。効果が将来にわたり生じることから、一括での費用処理のほか、繰延資産という名称で資産計上し、効果が及ぶ期間で償却を行う処理が認められています（上記（1）及び（2））。

ただし、以下表のように、上記の処理ができる項目は限定されており、償却期間も著しく長期にならないように上限が定められています。

繰延資産項目	項目の内容	償却期間
創立費	設立費用	5年以内
開業費	設立後営業開始時までに支出した開業費用	
開発費	新技術開発等のために支出した費用等	
株式交付費	新株の発行又は自己株式の処分に係る費用	3年以内
新株予約権発行費	新株予約権または社債発行のため支出した費用	
社債発行費		

ゴルフトホホ日記

それでも私は90台をめざします

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか？～

第7回▶▶▶ パットがどうも……

「パット・イズ・マネー」という格言があり、ゴルフではパットが重要なこととは言ってもありません。300ヤードのドライバーも30センチのパターも同じ一打。プロゴルファーでは、このパット一打で賞金が雲泥の差になってしまうわけですから。

先日一緒に練習したシングルの社長さんは、私のパット数の多さを見かねて「パターは毎日練習してもやり過ぎなんてことはない。スコアをよくしたいのならこれが近道だよ」と教えてくれました。

あまり深刻に考えていませんでしたが、私の場合3パットは当たり前で108回叩く内の半分近くがパットということも珍しくありません。その日は、徹底的にグリーンでのラインの読み方、距離の合わせ方、ターゲットの決め方などラウンドレッスンを受けることができ、収穫の多いラウンドでした。

そして、最終18番、教わったその成果を発揮するにはもってこいのポジション、ピンまで3メートルにつきました。入ればパー。習ったことを一つ一つ慎重にこなして、さてアドレスに入ろうか……とその時。「おい、関、パット・イズ・マネーもいいけど、タイム・イズ・マネーとも言っただから、

さっさと打てよ」と社長から一言。下手な私が最も心がけなければならない遅延プレーを忘れていました（汗）。「ああ、パット・イズ・タイムですね」などと訳のわからないことを言いながら慌てて打って、結果はもちろんいつもの3パット。やはりトホホでした。

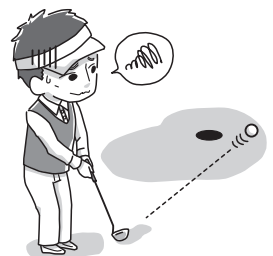
今年のゴルフシーズンも残すところ2カ月半ほどとなりましたが、パット数を少なくすることにも注力していこうと思います。

さて、今月は15日に部会対抗ゴルフ大会が、長野国際カントリークラブで開かれます。

ゴルフを始めようと思っている方、以前プレーしたけど今はやめてしまったという方も、ぜひ、一緒にプレーしましょう。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で一年間お届けしております。

【文責：事務局 関】



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

社長さん! その保険、今の時代に合ってますか?

保険は時代に合わせてどんどん進化し、補償も手厚くなっています。ご契約の生命保険・損害保険を見直してみませんか。



信和商事は、信用金庫とともに歩む、安心の保険代理店。
法人会の福利厚生制度「ビジネスガード」(AIU保険)をはじめ、損害保険6社、生命保険7社、共済2制度を取り扱っています。



★長野法人会会員企業には独自の割引制度があります!

長野信用金庫指定保険代理店

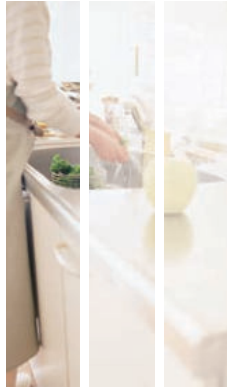
信和商事株式会社

長野市北石堂町1437 TEL.026-224-6571 FAX.026-224-2294

地域の皆さまの快適な生活環境づくりのために。



水廻り、冷暖房・空調設備の設計・施工から住宅リフォーム工事まで、きめ細かく丁寧、しかもリーズナブルに対応する会社です。



★お気軽にお問い合わせください!★

快適な生活環境づくり

株式会社 エススラン

須坂市・長野市・中野市・小布施町 上下水道指定工事店

須坂市豊丘町 742-1

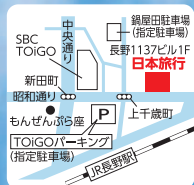
TEL&FAX **026-246-9825**

長野法人会 会員様 限定 パッケージツアー特別割引のご案内

国内旅行も、海外旅行も、旅の事なら日本旅行 長野支店へ!

国内旅行 赤い風船 3%割引
海外旅行 BESTツアー 3%割引
MACH 4%割引

他社企画商品も3%割引【JTB、メイト、JALパックなど】
ご希望地区のパンフレットがございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。



感動と満足を創出する
“Travel Value Creator”

株式会社日本旅行長野支店

住所:〒380-0821 長野県長野市上千歳町1137-23

TEL:026-232-6152 Email:nagano_office@nta.co.jp

日本旅行

Tea Room



- エンゲル係数という言葉を知っていますか?
- 食料費/生活費です。戦後は63%、昭和54年は29%、平成25年が18%です。
- 毎日、野菜が高い。食品の値上げが家計を圧迫すると、世間は騒がしいですが、今やスマホやネットの通信費が食料費を凌ぐのです。
- 「命と健康を守る食品」を司る業界は、中小零細企業が多く、長期のデフレと急激な円安の中でもがき苦しみながら、じっと我慢しています。そんな一面にも光を照らす寛容さが必要ではないでしょうか。



広報委員会 副広報委員長
塚田 裕一

松代藩
真田十万石まつり音楽祭 **ジャズの夕べ**
MMF<ミュージック・マシーン・フレンズ>

On the "SAMMY" side of the street!



松代藩真田十万石まつり音楽祭

ジャズの夕べ

MMF26thライブ in まつしろ 2014



ゲストボーカル
小林純子

10月12日(日)

長野市松代文化ホール 19:00(開場18:30)

出演: **MMF**
(ミュージック・マシーン・フレンズ)

入場無料

■主催/松代藩真田十万石まつり音楽祭実行委員会(松代地区住民自治協議会・長野商工会議所松代支部・MMF)

■後援/信濃毎日新聞社、松代音楽協会

●お問い合わせ/米山楽器店 TEL026-278-2486